

**えがお  
愛顔つなぐえひめ国体伊予市開催競技の競技役員等に係る旅費等支給規程**

(平成29年5月31日 第6競技式典専門委員会決定)

**1 目的**

この規程は、伊予市で開催する愛顔つなぐえひめ国体の競技役員等に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

**2 支給対象**

大会運営等関係者のうち、この規程で定める旅費等の支給の対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 競技役員

(2) 競技補助員

**3 支給額**

支給する旅費等の額は、別表のとおりとする。

**4 その他**

この規程に定めのない事項については、別に定めることとする。

**附 則**

この規程は、平成29年 5月31日から施行する。

別表

区分	支 給 基 準			
	支給区分	支給額	説明	
競技役員	交通費	市内居住者	支給しない	
		市外居住者	実費相当額	●居住地市区町村役場最寄駅から伊予市駅までの往復運賃を支給する。ただし、目的地最寄駅が伊予市駅に満たない場合は目的地最寄駅までの往復運賃を支給する。また、経路からバス路線（バス停留所）を利用する方が効率的であると実行委員会が認める場合は、この限りでない。 ●支給日数は、競技日数を上限とし、競技役員等派遣計画に基づき出務した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
		県外居住者		●居住地市区町村役場最寄駅から伊予市駅までの往復運賃を支給する。ただし、目的地最寄駅が伊予市駅に満たない場合は目的地最寄駅までの往復運賃を支給する。 ●支給日数は、競技日数を上限とし、競技役員等派遣計画に基づき出務した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
	宿泊費	日 当	定額	●1人1日当たり <b>2,200円</b> を支給する。ただし、実行委員会が支給する必要がないと認めた場合は、この限りでない。 ●支給日数は、競技日数を上限とし、競技役員等派遣計画に基づき出務した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
		宿泊費	実費	●1人1泊当たり <b>16,200円</b> を上限として支給する。 ●支給日数は、競技役員等派遣計画に基づき宿泊した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。 ●県内の競技役員については、競技運営業務上、必要と認めた場合のみ支給する。
競技補助員	交通費	市内	支給しない	
		市外	実費相当額	●居住地市区町村役場最寄駅から伊予市駅までの往復運賃を支給する。ただし、目的地最寄駅が伊予市駅に満たない場合は目的地最寄駅までの往復運賃を支給する。また、経路からバス路線（バス停留所）を利用する方が効率的であると実行委員会が認めた場合は、この限りでない。 ●支給日数は、競技日数を上限とし、競技役員等派遣計画に基づき出務した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
		在学者		●在学する学校最寄駅から伊予市駅までの往復運賃とする。ただし、経路からバス路線（バス停留所）を利用する方が効率的であると実行委員会が認める場合は、この限りでない。なお、実行委員会が在学する学校から競技会場までバス輸送する場合は、交通費を支給しない。 ●支給日数は、競技日数を上限とし、競技役員等派遣計画に基づき出務した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
	日 当	定額	●1人1日当たり <b>1,100円</b> を支給する。ただし、生徒・学生は除く。 ●支給日数は、競技日数を上限とし、競技役員等派遣計画に基づき出務した日数とする。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。	

※ 「実費相当額」とは「伊予市職員等の旅費に関する条例」に基づき算定した額をいう。